

公益社団法人埼玉県看護協会
会長 澤登 智子 様

埼玉県保健医療部医療人材課長
千野 正弘（公印省略）

令和 4 年度医療関係従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師）
届における届出の再開（未届者の受付）について（依頼）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記届出は、看護師等の医療関係従事者の実態を把握し、保健医療行政施策に反映させること目的として、保健師助産師看護師法第 33 条等に基づき、隔年に届け出ることになっております。

令和 4 年度の実施に際しましても多大な御協力を頂いたところですが、このたび、厚生労働省から例年の就業看護職員数の推移のトレンドから乖離している都道府県があるため、引き続き、都道府県から医療機関等への届出の督促等を行うよう要望がありました。

そのため、当県においても本年 8 月 21 日（月）から 9 月 20 日（水）まで、前回期間中に未届であった方を対象に届出の受付を再開することとしました。

つきましては、貴職から貴会会員に対して、当該届出事務の趣旨と届出の提出への協力について、御周知くださるようお願い申し上げます。

【参考】

- （１） 前回は厚生労働省作成・運営のオンラインシステムでの届出を御案内していましたが、操作性等が改善される見込みがないため、紙での提出及び県運営の電子申請システムでの受付とします。
- （２） 届出票につきましては以下のホームページから様式のダウンロード・印刷の上、御提出くださいますようお願いいたします。
- （３） 届出票の提出は医療人材課への持参もしくは郵送のみとなります。
- （４） 令和 4 年度の期間中（令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月）に既に届出をされた方は再度の提出は不要です。
- （５） 届出内容の御質問は下記まで御連絡ください。
- （６） 産休・育休・休職者及び非常勤職員も届出の対象となります。
- （７） 事業所内に設置している診療所等に所属する看護職の方も届出の対象です。
- （８） 詳細は医療人材課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/r02iryoukankei-jujisya-todoke.html>

担 当：看護・医療人材担当 澤田
電 話：048（830）3543
FAX：048（830）4802